

連結料

(1) 概要

ここでいう「連結」とは、高速道路の通行者の利便に供する休憩所や給油所などの施設、又は利用者のうち相当数の者が高速道路を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設などを高速道路に直結すること、または高速道路外にあるこれらの施設とその施設の利用者が通行する通路を高速道路に連結させることをいいます。

連結をしようとする場合は、道路管理者（国又は機構）の許可を受けなければなりません。

連結に伴い機構にお支払いいただく連結料は、施設が高速道路に連結した場合としないかたの場合の地代の差額に相当する額と連結により追加的に生じた高速道路の管理に要する費用の合計額の範囲内であることとされています。

(2) 参考法令（抜粋）

＜連結可能な施設に関する定め＞

（高速自動車国道法）

第11条 次に掲げる施設以外の施設は、高速自動車国道と連結させてはならない。

- 一 道路、一般自動車道又は政令で定める一般交通の用に供する通路その他の施設
- 二 当該高速自動車国道の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該高速自動車国道を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設
- 三 前号の施設と当該高速自動車国道とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの（第一号に掲げる施設を除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、政令で定める施設

（道路法）

第48条の4 次に掲げる施設以外の施設は、第48条の2第1項又は第2項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）と連結させてはならない。

- 一 道路等（軌道を除く。次条第1項及び第48条の14第2項において同じ。）
- 二 当該自動車専用道路の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該自動車専用道路を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設
- 三 前号の施設と当該自動車専用道路とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの（第一号に掲げる施設を除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、当該自動車専用道路の道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあつては、政令）で定める施設

＜連結料に関する定め＞

（高速自動車国道法）

第11条の4 国は、第11条第二号から第四号までに掲げる施設の高速自動車国道との連結につき、連結料を徴収することができる。

2 前項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、政令で定める。

3 第1項の規定に基づく連結料は、国の収入とする。

（高速自動車国道法施行令）

第8条 法第11条の4第1項の連結料の額の基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる額の合計額の範囲内であること。

イ 当該高速自動車国道と連結する法第11条第二号に掲げる施設（以下この条において「連結利便施設等」という。）の用に供する土地又は当該高速自動車国道と連結する同条第三号に掲げる施設（以下この条において「連結通路等」という。）及び当該連結通路等によつて高速自動車国道と連絡する同条第二号に掲げる施設（以下この条において「連絡施設」という。）の用に供する土地と当該連結利便施設等又は連絡通路等が高速自動車国道に連結しないものとした場合のこれらの土地との国土交通省令で定めるところにより算定した地代の差額に相当する額

ロ 当該連結利便施設等又は連結通路等と連結することにより追加的に必要を生じた当該高速自動車国道の管理に要する費用の額（以下「追加管理費用額」という。）

二 追加管理費用額を下回らないこと。

三 連結利便施設等又は連絡施設の規模、用途その他の状況に応じて公正妥当なものであること。

第9条 法第11条の4第1項の連結料は、毎年度、当該年度分を六月三十日（追加管理費用額に相当する分にあつては、翌年の六月三十日）まで一括して徴収するものとする。ただし、次の各号に掲げる連結料は、当該各号に定める日から三月以内一括して徴収するものとする。

一 連結許可の日の属する年度分の連結料（追加管理費用額に相当する分を除く。） 当該連結許可の日

二 法第11条の7の規定により連結許可に翌年度以降にわたらない期限が付された場合における追加管理費用額に相当する分又は同条の規定により連結許可に翌年度以降にわたる期限が付された場合における最終年度の追加管理費用額に相当する分の連結料 当該期限が到来した日の翌日

2 前項の連結料は、納入告知書により徴収するものとする。

3 第1項の連結料で既に徴収したものは、返還しない。ただし、国土交通大臣が法第11条の8第1項において準用する道路法第71条第2項の規定により連結許可を取り消した場合において、既に徴収した連結料の額が当該連結許可の日から当該連結許可の取消の日までの期間につき算出した連結料の額を超えるときは、その超える額の連結料は、返還する。

（高速自動車国道法施行規則）

第8条 令第8条第一号イの地代の差額に相当する額は、近傍類似の土地（近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性その他の土地価格形成上の諸要素が類似した土地。以下この条において同じ。）の時価に期待利回りを乗じて得た額、近傍類似の土地の純地代から算定される推定の純地代に相当する額及び利便施設等において通常得られる売上収入額に道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の5の2第1項各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を勘案して算出する、高速自動車国道と連結する利便施設等（以下この条において「連結利便施設等」という。）の用に供する土地又は高速自動車国道と連結する通路等（以下この条において「連結通路等」という。）及び当該連結通路等によつて高速自動車国道と連絡する利便施設等（以下この条において「連絡施設」という。）の用に供する土地と当該連結利便施設等又は当該連結通路等が高速自動車国道に連結しないものとした場合の当該土地との純地代の額の差額に相当する額（当該連結利便施設等又は当該連結通路等及び当該連絡施設の用に供する土地に係る公租公課に相当する額が当該連結利便施設等又は当該連結通路等が高速自動車国道に連結しないものとした場合の公租公課に相当する額を上回る場合にあっては、その差額を控除した額）とする。

（道路法）

第48条の7 道路管理者は、第48条の4第二号から第四号までに掲げる施設の自動車専用道路との連結につき、連結料を徴収することができる。

2 前項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。

（道路法施行令）

第19条の17 指定区間内の国道に係る法第48条の7第1項の規定による連結料の額の基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる額の合計額の範囲内であること。

イ 当該自動車専用道路と連結する法第48条の4第二号に掲げる施設（以下この条において「連結利便施設等」という。）の用に供する土地又は当該自動車専用道路と連結する同条

第三号に掲げる施設（以下この条において「連結通路等」という。）及び当該連結通路等によつて自動車専用道路と連絡する同条第二号に掲げる施設（以下この条において「連絡施設」という。）の用に供する土地と当該連結利便施設等又は連結通路等が自動車専用道路に連結しないものとした場合のこれらの土地との国土交通省令で定めるところにより算定した地代の差額に相当する額

ロ 当該連結利便施設等又は連結通路等と連結することにより追加的に必要を生じた当該自動車専用道路の管理に要する費用の額（以下「追加管理費用額」という。）

二 追加管理費用額を下回らないこと。

三 連結利便施設等又は連絡施設の規模、用途その他の状況に応じて公正妥当なものであること。

第19条の18 指定区間内の国道に係る法第48条の7第1項の規定による連結料は、毎年度、当該年度分を六月三十日（追加管理費用額に相当する分にあつては、翌年の六月三十日）までに一括して徴収するものとする。ただし、次に各号に掲げる連結料は、当該各号に定める日から三月以内一括して徴収するものとする。

一 連結許可の日の属する年度分の連結料（追加管理費用額に相当する分を除く。） 当該連結許可の日

二 法第48条の10の規定により連結許可に翌年度以降にわたらない期限が付された場合における追加管理費用額に相当する分又は同条の規定により連結許可に翌年度以降にわたる期限が付された場合における最終年度の追加管理費用額に相当する分の連結料 当該期限が到来した日の翌日

2 前項の連結料は、納入告知書により徴収するものとする。

3 第1項の連結料で既に徴収したものは、返還しない。ただし、道路管理者が法第71条第2項の規定により連結許可を取消した場合において、既に徴収した連結料の額が当該連結許可の日から当該連結許可の取消の日までの期間につき算出した連結料の額を超えるときは、その超える額の連結料は、返還する。

（道路法施行規則）

第4条の13の7 令第19条の17第一号イの地代の差額に相当する額は、近傍類似の土地（近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性その他の土地価格形成上の諸要素が類似した土地。以下この条において同じ。）の時価に期待利回りを乗じて得た額、近傍類似の土地の純地代から算定される推定の純地代に相当する額及び利便施設等において通常得られる売上収入額に第4条の5の2第一項各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を勘案して算出する、自動車専用道路と連絡する利便施設等（以下この条において「連結利便施設等」という。）の用に供する土地又は自動車専用道路と連絡する通路等（以下この条において「連結通路等」という。）及び当該連結通路等

によつて自動車専用道路と連絡する利便施設等（以下この条において「連絡施設」という。）の用に供する土地と当該連結利便施設等又は当該連結通路等が自動車専用道路に連結しないものとした場合の当該土地との純地代の額の差額に相当する額（当該連結利便施設等又は当該連結通路等及び当該連絡施設の用に供する土地に係る公租公課に相当する額が当該連結利便施設等又は当該連結通路等が自動車専用道路に連結しないものとした場合の公租公課に相当する額を上回る場合にあつては、その差額を控除した額）とする。